

交通政策基本法案に対する修正案要綱

第一 題名に関する修正

(題名関係)

法律の題名を「交通基本法」に改めること。

第二 移動に関する権利に関する修正

一 移動に関する権利の明確化

(新第二条関係)

1 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障される権利を有するものとする。

2 何人も、公共の福祉に反しない限り、移動の自由を有するものとする。

二 目的規定の修正

(第一条関係)

移動に関する権利に関する規定の新設に伴い、この法律が移動に関する権利を明確にするものである旨を目的規定に明記すること。

第三 交通の安全の確保に関する修正

一 交通の安全の確保に関する基本理念の新設

(新第三条関係)

交通に関する施策の推進は、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するよう、交通の安全の確保が図られることを旨として行われなければならないものとする。

二 交通関連事業者及び交通施設管理者の責務に関する修正
(新第十二条第一項関係)

交通関連事業者及び交通施設管理者がその業務を適切に行うことの例示として、交通の安全の確保を図ることを明記すること。

第四 国際競争力の強化等に関する修正

一 「産業、観光等の国際競争力の強化」を「産業、観光等の振興」に改めること。
(新第五条関係)

二 「産業、観光等の国際競争力の強化」等に必要な施策を「産業、観光等の振興」等に必要な施策に再編すること。
(新第二十一条関係)

第五 大規模災害への備えに関する修正
(第二十二条関係)

大規模災害への備えとして講ずる施策の例示から、「相互に代替性のある交通手段の確保」を削ること。

第六 その他

所要の規定を整備すること。